

# 奈良県立医科大学学科教授会議規程

平成19年4月1日 制定  
最終改正 平成28年4月1日

## (趣旨)

第1条 奈良県立医科大学教授会規程(平成19年4月1日)第8条第3項の規定に基づき、学科の自主性を尊重し、かつ、教授会の円滑な運営を図るため、教授会に次の学科教授会議を置く。

- 一 医学科教授会議
- 二 看護学科教授会議

## (組織)

第2条 学科教授会議は、次の会員(以下「学科教授会議会員」という。)をもって組織する。

- 一 医学科教授会議  
副学長、医学部長、医学科長、医学科の専任教授、教育開発センター教授及び先端医学研究機構教授
  - 二 看護学科教授会議  
副学長、医学部長、看護学科長、看護学科の専任教授
- 2 医学科長及び看護学科長(以下「学科長」という。)は、審議案件により教養教育部門専任教授を学科教授会議会員として、それぞれの学科教授会議に出席させることができる。

## (会議)

第3条 学科教授会議は、原則として毎月1回、学科長が招集する。ただし、学科長が必要と認めたときは、学科教授会議を開催することができる。

- 2 それぞれの学科教授会員の4分の1以上の者から付議すべき事項を示して会議の開催の要求があったときは、学科長は学科教授会議を招集しなければならない。

## (公示)

第4条 学科長は、学科教授会議の開催日時、場所及び付議事項を学科教授会議開催の日の3日前までに公示しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

## (定足数)

第5条 学科教授会議は、次の各号の一に該当する者を除く学科教授会議会員の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

- 一 海外出張中の者
- 二 国内留学中の者
- 三 長期疾病者(1箇月以上の病気休暇願を提出している者)

## (議長)

第6条 学科教授会議の議長の職務は、学科長が行う。

- 2 学科長に事故ある時は、あらかじめ学科長の指名した学科教授会議会員が、所属する学科教授会議の議長の職務を行う。

## (審議事項)

第7条 学科教授会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、第一号に掲げる事項については、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 一 教授会規程第7条第1項及び第2項の内、各学科固有の事項に関すること。
- 二 教授会への提出案件に関すること。
- 三 その他学科の運営に関し必要なこと。

(委員会)

第8条 学科教授会議に学科の特定事項を審議するための委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、教育研究審議会の審議に基づき、学長が任命する。

(学科教授会議会員以外の者の出席)

第9条 公立大学法人奈良県立医科大学の役員（監事を除く。）（以下「役員」という。）は、学科教授会議に出席し、意見を述べることができる。

- 2 学科長は、必要があると認めるときは、学科教授会議の承認を得て、学科教授会議会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 学科長は、必要な事務職員を会議に出席させ、議事事項の説明を行わせ、また、議事運営上の事務を処理させることができる。

(審議結果の報告)

第10条 学科長は、必要に応じ、学科教授会議における審議内容を教授会において報告するものとする。

(議事録)

第11条 学科教授会議の議事録は、教育支援課が作成し、保管する。

- 2 学科教授会議が定めた学科教授会議会員は、議事録を確認し、署名しなければならない。
- 3 役員、教職員及び学生は、所定の手続きを経て学科教授会議議事録を閲覧することができる。なお、教職員及び学生は、自らが所属する学科の学科教授会議議事録についてのみ閲覧できるものとする。

(改正)

第12条 この規程の改廃は、教育研究審議会の審議を経なければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるほか、学科教授会議の運営に必要な事項は、教授会が別に定める。ただし、各学科に固有の事項については各学科教授会議において定めることができるものとする。

附則（平成19年4月11日）

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年2月13日）

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月1日）

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月4日）

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日）

この規程は平成28年4月1日から施行する。